

令和 8 年 3 月 総会議事録

日 時 令和 8 年 3 月 23 日 (月)
午前 9 時 00 分
場 所 豊橋市役所 東館 85 会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 令和8年3月23日(月)
午前9時00分開会 午前9時55分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東館85会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 議案第 111 号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第 112 号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第 113 号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第 114 号 | 農用地利用集積等促進計画について(利用権の設定) |
| 議案第 115 号 | 農用地利用集積等促進計画について(利用権の移転) |
| 議案第 116 号 | 農用地利用集積等促進計画について(所有権の移転) |
| 議案第 117 号 | 相続税納税猶予に関する適格者証明について |
| 議案第 118 号 | 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 議案第 119 号 | 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について |
| 議案第 120 号 | 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(27号計画)定期検証について |
| 議案第 121 号 | 非農地証明(遊休農地)について |
| 議案第 122 号 | 地域計画の変更について |

(2) 報告

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 報告第 1 号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 報告第 2 号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決) |
| 報告第 3 号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決) |
| 報告第 4 号 | 農地法第6条第1項の規定による報告確認について |
| 報告第 5 号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 報告第 6 号 | 現況証明について |

- 報告第 7 号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について
 報告第 8 号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉	24 番 山崎 裕通

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名 農業企画課 2 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和 8 年 3 月総会を開会いたします。
 水野会長、よろしく願いたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いたします。

議 長 出席委員は、委員総数 24 名中 24 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、

議席番号 24 番 山崎裕通委員、同 1 番 伊藤和弘委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、10 日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、16 日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

番号1番の案件について、豊川市の経営農地における利用状況に関して、豊川市農業委員会より回答があり、全部効率利用要件を満たしていることを確認しております。

番号5番の案件について、経営農地の一部において、雑草が目立つ箇所及び残渣が置かれたままになっている箇所がありましたが、現地写真により農地復元されたことを確認しております。

番号6番の案件について、経営農地の一部において、雑草や雑木が目立つ箇所がありましたが、現地調査により農地復元されたことを確認しております。

その他については、変更、取下げ等はございません。

以上です。よろしく願いいたします。

事務局

はい、議長。転用関係につきましては、10 日の説明会以降、これまでの対応状況につき説明いたします。

4 条 2 番の豊栄町での営農型太陽光発電設備の案件について、書類説明会時点で二川土地改良区の意見書の添付がありませんでした。その後事業者より当該土地改良区の意見書の提出があり、法定添付書類が整ったことを確認いたしました。

その他変更・取下げ等はございません。よろしく願いします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議長

それでは、5 分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長

資料 1 議案第 111 号

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 6 番までの 6 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第111号、1ページをご覧ください。
番号1番から6番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可ができない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。
全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。
詳細につきましては議案をご覧ください。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第112号
「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第112号、2ページをお願いします。
番号1番・2番の2件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題ありません。
補足説明は次のとおりです。
信用性については、番号1番・2番は完全始末書が添付され是正を行う案件です
周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付がある案件は番号2番です。隣接地が申請地所有者と同一である案件は番号1番です。

一時転用については、番号2番が該当し、営農型太陽光の案件で3年間の計画であり、農地復元誓約書の添付があります。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願ひます。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませぬか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。

議 長

続きまして 同じく資料1 議案第113号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から7番までの7件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第113号、3ページから4ページをお願いします。

番号1番から7番までの7件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付がある案件は番号6番・7番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番から5番です。一時転用については、番号6番が該当し、仮設事務所を設置する案件で16ヶ月間の計画であり、農地復元誓約書の添付があります。

一時転用については、番号6番が該当し、仮設事務所を設置する案件で16ヶ月間の計画であり、農地復元誓約書の添付があります。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

まず、番号 24 番の 1 件を審議いたします。杉浦委員は退席してください。

〈杉浦委員 退席〉

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長

本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

杉浦委員は復席してください。

〈杉浦委員 復席〉

議長

続きまして、番号 54 番・55 番の 2 件を審議いたします。夏目委員は退席してください。

〈夏目委員 退席〉

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長

本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

夏目委員は復席してください。

〈夏目委員 復席〉

議長

続きまして、番号 24 番・54 番・55 番を除く 91 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

前田委員

94 番について、権利を設定する者の記載が空欄となっておりますがどのような理由でしょうか。

農業企画課 所有者不明農地となっているためです。

議長 他にありませんか。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

議長 これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

議長 よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく別添資料 1-1 議案 115 号
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

議長 利用権移転の番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。

議長 議案第 115 号 農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。

議長 農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見をお願いするものでございます。

議長 別添資料 1-1、17 ページから 18 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 8 年 5 月 1 日付で利用権が移転する案件が 3 件 59 筆、84,550.00 m²でございます。

議長 ご意見のほどよろしく願います。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

委員 質疑、意見のある方は、発言願います。

議長 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

議長 これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-1 議案 116 号

「農用地利用集積等促進計画について（所有権の移転）」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 5 番までの 5 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画 はい、議長。

課 議案第 116 号農用地利用集積等促進計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。別紙 1-1、19 ページから 20 ページをご覧ください。

農地中間管理機構による農地売買等事業の申出があったものについて、農用地利用集積等促進計画を作成いたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願います。

今回の案件につきましては、5 件 13 筆 10,038 ㎡でございます。これら当該地につきましては、農地中間管理機構による農地売買等事業の各要件を満たしているものと判断します。

ご意見のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 資料 1 に戻り 議案第 117 号

「相続税 納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたしま

す。番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第117号 5ページをご覧ください。

議案第117号は新規に相続税納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。

この1件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認しました。

それぞれの特例適用農地における作目等農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

議長

続きまして 同じく資料1 議案第118号

「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第118号 6ページをご覧ください。

議案第118号は継続して相続税納税猶予を受けるため3年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この4件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

高部代理
者

1番について、特例適用農地が全て保全状態であるとの記載になってい
ますが証明に支障はありませんか。

事務局

現地調査を行ったところ、全て収穫後の状態で今後も営農する見込み
があるものと判断しております。

議長

他にありませんか。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち
切ります。

これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行すること
に決して異議ございませんか。

全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長

続きまして 同じく資料1 議案第119号

「相続税 納税猶予に関する 特例農地等の利用状況確認について」
を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第119号 7ページをご覧ください。

議案第119号は相続税の申告期限から20年を経過するため、免除にあ
たつての現況確認です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備
考欄に記載のとおりでした。

この1件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて
農地であることを確認しました。

以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第120号

「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画）定期検証について」を議題といたします。

番号1番から24番までの24件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画 はい、議長。議案第120号について説明させていただきます。

課 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、いわゆる27号計画に位置付けて農用地区域から除外した施設等についてですが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5 第1項第27号ハ（定期的な検証）を行う必要があるため、計画通りに効果が発揮されているかどうか、令和8年2月13日に検証を行いました。

今回の検証対象24件のうち、計画効果が認められたものは、6番、9番、10番から18番、20番から22番です。効果が確認できなかったものは、来年以降も引き続き検証を続け、今後計画効果の達成に向けて、事業計画者と調整などを行うこととなります。

この検証結果につきましては、3月10日の書類説明会において、農業委員の方々に説明をし、3月11日までにご意見をいただき、本日の農業委員会総会の議案に付すことについて了解をいただいております。

なお、書類説明会の際にご意見のありました、7番の草刈りについては、担当行政書士に対応依頼済みです。また、8番における追加の手続きの有無について、農業企画課の道の駅担当から確認しましたが、農振法や農地法等農業部局にかかわるような追加の手続きの履歴はございませんでした。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5 第1項第27号ハ（定期的な検証）に基づいた検証について、客観性の確保のため、農業委員会の意見を聴かせていただくため、ご審議のほどをお願いいたします。

議長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 続きまして 同じく資料1 議案第121号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第121号 9ページをご覧ください。

番号1番の1件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、要領第4条第1項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第5条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 別添資料 1-2 議案第 122 号
「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。
それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画 課 はい、議長。
議案第 122 号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙
1-2 をご覧ください。
2 月 10 日の書類説明会でご説明したとおり、4 月公告分の地域計画に
ついて変更の必要が生じたので、変更について前もってご意見をお
伺いするものです。
なお、地域計画の変更については、7 地域において、合計 298 筆、
328,497.83 m²です。

地域計画からの除外に関する案件は、
農振除外の申請に先立つ案件が 1 筆、1,656 m²
農地転用の申請に先立つ案件が 18 筆、11,780 m²
非農地証明・現況証明の発行、非農地判断に関する案件が 10 筆、
3,093 m²
農業用施設の設置に先立つ案件が 3 筆、2,071 m²

耕作者の変更に関する案件は、
農地法 3 条の許可に伴う案件が 36 筆、31,325.58 m²
農用地利用集積等促進計画の作成に伴う案件が 202 筆、245,914.25 m²
解約による耕作者不在への変更が 24 筆、30,418 m²
担う者の追加による変更が 4 筆、560 m²

でございます。
また、目標地図への土地の追加が 4 筆 2,240 m²です。
なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権
利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をす
ることができることとされていることから、当該案件については既に許可等
がなされていることを申し添えます。
ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち

切ります。

これより採決に入ります。

議長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料1 10ページをお願いします。

報告第1号の番号1番の1件については、届出者は届出の農地の権利を遺贈により取得した案件です。報告書に記載の日付で受理しました。

次に11ページをお願いします。

報告第2号の番号1番から2番までの2件、及び12ページからの報告第3号の番号1番から14ページ14番までの14件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に15ページをお願いします。

報告第4号の番号1番から3番までの3件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後3か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に16ページをお願いします。

報告第5号の番号1番から17ページ11番までの11件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に18ページをお願いします。

報告第6号の番号1番から2番までの2件については、20年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、16日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号1番及び2番は畑でした。

資料1 19ページ 報告第7号 豊橋市農地移動適正化あっせん委員の指名について をご覧ください。

あっせん申出者の住所氏名、あっせん対象農地の所在地、地目、面積、所有者は資料のとおりです。あっせん委員につきましては、あっせん対象農地の所在地の地域の担当の農業委員さんに事前にお伝えをしており、番号1番については伊古部町の担当委員である水野会長にお願いします。

資料1 20ページ 報告第8号 豊橋市農地移動適正化あっせん事業の報告について をご覧ください。

番号1番は、令和8年2月にあっせん委員の指名をした南大清水町の農地です。

番号2番は、令和8年2月にあっせん委員の指名をした伊古部町の農地です。

資料のとおり、所有権を移転することが決まりましたので、報告をいたします。

報告は以上です

議 長

報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長
事務局
議 長

次に 連絡事項を事務局よりお願いします。

(連絡事項)

その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前9時55分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和8年3月23日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号24番 山崎 裕通 委員)

議事録署名者
(議席番号1番 伊藤 和弘 委員)